

役員等の報酬及び費用に関する規程

公益財団法人国際宗教研究所

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際宗教研究所（以下「本財団」という。）の役員等に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 役員等とは、定款第 10 条に規定する評議員、定款第 23 条第 1 項に規定する理事及び監事をいう。
- 2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団定款第 13 条および第 29 条の規定に基づき、役員等の報酬等は無報酬とする。ただし、本会定款第 13 条第 2 項および第 29 条第 2 項の規定に基づき、職務を行うために要した費用については、役員等に対し、その実費相当額を支払うものとする。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。